

令和7年9月18日会議概要

第1 日時

令和7年9月18日（木）午前9時15分から午前11時20分までの間

第2 出席者

在田委員長、池坊委員、森委員、森田委員、増田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長、警備部次長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

第68回京都府警察柔道及び剣道大会（9月12日）

委員から、「先ほど担当者から、最終結果の報告を受けた。計 621人の参加で開催され、担当者は準備から当日の運営まで大変だったと思うが、各警察署、各部の団結と懇親が深まった良い大会だったと思う。怪我人を減少させるため、今大会から団体戦の先鋒と次鋒は柔道経験の浅い者を指定し、寝技による試合をするなどの配慮をした結果、昨年14人の怪我人が今年は3人と激減したと報告を受けた。成果が上がったと思う。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について

警務部長から、令和8年春の左京警察署の設置に伴い、警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例について、所要の改正を行う旨、報告があった。

改正の内容としては、川端警察署を廃止し、下鴨警察署の名称を「左京警察署」に改め、管轄区域を「京都市左京区」とする旨、説明があった。

委員から、「2庁舎運用であるが、条例上、1つの警察署ということによいか。」旨、質問があり、警務部長から「そのとおりである。業務を本庁舎と分庁舎に分けて行うこととなる。」旨、説明があった。

(2) 第45回捜査用似顔絵講習会の開催について

刑事部長から、本年9月25日、犯罪捜査に活用できる捜査用似顔絵の作成に必要な知識・技能を習得するため捜査用似顔絵講習会を開催する旨、報告があった。

捜査用似顔絵の作成経験のない警察官42人が参加し、鑑識課技能指導員による教養の後、受講者2人1組で似顔絵作成の実習を行う旨、説明があった。

委員から、「いつも審査しているが、本当によく描かれていると思う。楽しみにしている。」旨、発言があった。

(3) 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

刑事部長から、本年11月1日から同月30日までの間、全国一斉で「指名手配被疑者捜査強化月間」を実施する旨、報告があった。

委員から、「成果が上がるようよろしく願う。」旨、発言があった。

(4) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（8月申請分）
警備部次長から、8月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(5) 初任科第 274期（短期課程）卒業式の実施について
警察学校長から、本年9月26日、京都府警察学校において実施される初任科第 274期（短期課程）卒業式の実施概要等について報告があった。

(6) 監察案件（3件）
首席監察官から、監察案件3件について報告があった。

3 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、17件の行政処分を審議した。

4 個別決裁

(1) 地域交通安全活動推進委員の公務災害に係る意見照会について

事務管理課調査官から、非常勤の職員から公務災害認定請求があった災害について、京都府議会議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく、京都府公務災害補償等認定委員会への意見照会について説明があり、審議の上、照会を行うことを決定した。

(2) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について（2件）

監察官室訟務官から、運転免許の更新処分を受けた者（2件2名）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(3) 「交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則」の一部改正について

地域課調査官から、八幡警察署橋本交番の移転建替に伴い、同交番の位置に変更があることから、「交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則」の一部改正について説明があり、審議の上、決定した。

(4) 特定抗争指定暴力団等（六代目山口組・神戸山口組）の指定期限の延長について

捜査第四課暴力団指定・規制担当補佐から、指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団神戸山口組を特定抗争指定暴力団等として指定期限を延長する必要性について説明があり、審議の上、延長を決定した。

(5) 滋賀県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく滋賀県公安委員会からの援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(6) 福井県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく福井県公安委員会からの援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(7) 沖縄県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく沖縄県公安委員会からの援助要求に対して、警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

5 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。